

## 議案第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

### 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成28年佐倉市条例第22号）の制定

平成28年5月18日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

専決第 30 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

平成 28 年 3 月 31 日

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第22号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。